

環境影響評価方法書に対する知事意見

120 東京国際空港再拡張事業

東京国際空港再拡張事業（以下「本件事業」という。）は、国内航空輸送ネットワークの要である東京国際空港（羽田空港）の航空機の発着能力を増強するため、国土交通省関東地方整備局及び東京航空局が、東京都大田区羽田空港及び地先公有水面（以下、「実施区域」という。）において、4本目の滑走路を新設しようとするものである。

実施区域は東京都の区域であるが、多摩川の河口域に位置しており、本県に近接しているため、事業の実施による影響は本県にまで及ぶことが考えられる。

本件事業は、埋立・栈橋組み合わせ構造を前提とし、約100haの公有水面の埋め立てを行い、長さ2,500mの滑走路を新設しようとするものであることから、工事の実施、飛行場の存在や供用、航空機の運航等による環境への影響が懸念される。

このような状況の中で、本件事業の環境影響評価方法書を審査したところ、その審査結果は以下のとおりである。

環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成に当たっては、これらの内容を十分に踏まえ、適切な対応を図る必要がある。

なお、工事の実施内容等の事業計画が現段階で具体的に明らかにされていないことから、準備書において明らかにした上で、追加的な調査、予測及び評価の実施等について十分検討する必要がある。

調査、予測及び評価の手法について

(1) 騒音・低周波音

航空機の運航に伴い発生する騒音については、W E C P N L 値※の算出により予測及び評価を実施することとしており、現地調査地点として川崎市域内が選定されていないが、エンジンランナップ※等の地上で発生する航空機騒音及び低周波音については、川崎市域への影響も懸念されることから、これらについて調査、予測及び評価を検討すること。

(2) 水質・流況

本件事業による大規模な構造物の設置が、事業実施区域周囲の東京湾及び多摩川の流況及び水質に影響を及ぼすおそれがあることから、これらの予測及び評価に当たっては、適切に調査を実施し、予測条件を設定すること。

事業実施区域周辺を含む東京湾奥部は春季から秋季にかけて青潮及び赤潮が発生する海域であることから、これらの発生に影響を及ぼすと考えられる条件のうち、特に風の条件を適切に設定して流況の予測を行った上で、水質の予測及び評価を実施すること。

また、多摩川の流況への影響について検討するため、平常時のみならず出水時における影響についても調査、予測及び評価を実施すること。

(3) 陸生動物

鳥類への影響については、実施区域周辺の海上や多摩川河口周辺湿性域における鳥類の状況を適切に把握しうる調査地点、調査時期、調査時間及び調査手法を設定して調査を実施した上で、予測及び評価を実施すること。

(4) 生態系

調査に当たっては、実施区域周辺の環境状況を十分に把握できるよう、調査地点及び調査方法等を適切に設定した上で、環境類型を適切に区分し、上位性、典型性及び特殊性の視点から、予測対象地域の生態系の特性を効率的かつ効果的に把握しうる注目種等を選定して予測及び評価を実施すること。

また、多摩川河口域の川崎市域側には自然の河口干潟が存在していることから、大規模な構造物の設置による水位や流速等の変化が干潟の生態系へ与える影響についても予測及び評価を実施すること。

(5) 廃棄物等

施設の供用に伴い発生する廃棄物については、既存施設における廃棄物発生量等の利用可能なデータを十分踏まえた上で、定量的に予測及び評価を実施すること。

(参 考)

※W E C P N L (加重等価継続騒音レベル)

航空機騒音について、その大きさだけでなく、発生した時間帯や回数も加味して評価した指標。

※エンジンランナップ

離陸前にエンジン性能やエンジン系統の機能等を点検するために行うエンジンの試運転。